

平成 30 年度雲南省青少年訪問団受入・高校生雲南省派遣業務委託仕様書

1 業務名称

平成 30 年度雲南省青少年訪問団受入・高校生雲南省派遣業務委託

2 目的

雲南省青少年訪問団を本県に招待し、中学生や高校生との交流や沿岸被災地等の視察を行うとともに、本県の高校生を雲南省に派遣し、高校生との交流や世界遺産等の視察を行うことにより、本県と雲南省との交流を促進すること等を目的として実施する。

3 実施期間等

(1) 雲南省青少年訪問団受入

平成 30 年 7 月 8 日（日）～7 月 15 日（日）

雲南省の中学生 12 名、雲南省の引率 4 名、岩手県引率者 2 名（7/10（火）～7/13（金）は 4 名）

(2) 雲南省高校生派遣業務

平成 30 年 10 月 25 日（木）～11 月 3 日（土）

本県の高校生 12 名、岩手県引率者 4 名

4 業務内容（行程表及び経費項目は別紙のとおり）

(1) 雲南省青少年訪問団受入

ア 国内移動の手配に関すること

月日（予定）	内容	乗車人員
7 月 8 日（日）	盛岡駅（12：50 発）→東京駅（15：04 着） 東京駅→羽田空港	大人 2 名 はやぶさ 18 号
7 月 9 日（月）	東京駅（15：20 発）→盛岡駅（17：33 着）	中学生 12 名 大人 6 名 はやぶさ 27 号
7 月 15 日（日）	盛岡駅（8：50 発）→東京駅（11：04 着） 東京駅→羽田空港	中学生 12 名 大人 6 名 はやぶさ 10 号
7 月 15 日（日）	羽田空港→盛岡駅	大人 2 名 新幹線等利用

イ 借り上げバス（中型バス以上）の手配に関すること（運転手、バスガイド含む。）

日時（予定）	運行地域	乗車人員
7 月 8 日（日）	羽田空港→東京都内ホテル	中学生 12 名 大人 6 名
7 月 9 日（月）	東京都内ホテル→東京都文京区→東京都墨田区→ 東京都台東区→東京都千代田区→東京駅	同上
7 月 10 日（火）	岩手県盛岡市内	中学生 12 名 大人 8 名
7 月 11 日（水）	岩手県盛岡市→岩手県奥州市→岩手県一関市→岩 手県平泉町→岩手県盛岡市	同上
7 月 12 日（木）	岩手県盛岡市→岩手県宮古市→岩手県岩泉町	同上
7 月 13 日（金）	岩手県岩泉町→岩手県宮古市→岩手県盛岡市	同上

ウ 食事の手配、県主催歓迎夕食会の開催に関すること

月日	内容	人員
7月8日(日)	夕食(東京都内)	18名
7月9日(月)	昼食(東京都内) 夕食(岩手県盛岡市内)	18名 18名
7月10日(火)	昼食(岩手県盛岡市内) 夕食(岩手県花巻市内) 岩手県主催歓迎夕食会 ※ 夕食会場は宿泊ホテル内で手配すること。 ※ 夕食会場には横看板を設置すること。(表示内容は別途指示)	20名 29名
7月11日(水)	昼食(岩手県奥州市内) 夕食(岩手県盛岡市内)	20名 18名
7月12日(木)	昼食(岩手県宮古市内)	20名
7月13日(金)	昼食(岩手県宮古市) 夕食(岩手県盛岡市内)	20名 6名
7月14日(土)	昼食(岩手県盛岡市内) 夕食(岩手県盛岡市内)	4名 6名

エ 宿泊場所の手配に関すること

月日	内容	部屋数
7月8日(日) 【東京都内】	以下のホテルから手配すること。(朝食付き) ・ 浅草ビューホテル ・ ホテル京阪浅草 ・ レッドプラネット 浅草 東京 ・ ヴィアイン浅草 ※ 上記ホテルの確保が困難な場合には、東京大学から車で30分圏内の上記ホテルと同等クラスのホテルとすること。 また、客室内は無料でwifiがつながっているホテルとすること。	シングル6室 ツイン 6室
7月9日(月) 7月11日(水) 7月13日(金) 7月14日(土) 【盛岡市内】	次の優先順位でホテルを手配すること。(朝食付き) 1 ホテルメトロポリタン盛岡本館 2 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 3 ホテルルイズ 4 ホテル東日本 ※1 上記ホテルの確保が困難な場合には、同等クラスのホテルとすること。 ※2 盛岡駅からホテルまで徒歩で10分以上要する場合は、ホテルまでの交通手段を確保すること。 ※3 原則として9(月)、11(水)は同じホテルとすること。	7月9日(月) 7月11日(水) シングル4室 ツイン 6室 7月13日(金) 7月14日(土) シングル4室
7月10日(火)	花巻温泉 ホテル千秋閣(朝食付き) ※ 同ホテルを確保できない場合には同ホテルと同等以上とすること。	11室 4名利用*3室 1名利用*8室
7月12日(木)	龍泉洞温泉ホテル(夕・朝食付き)	11室 4名利用*3室 1名利用*8室

オ 入場、ガイド等の手配に関すること

月日	内容	人員
7月9日(月)	・東京スカイツリー、浅草寺、皇居 (バスガイドによる案内で可)	中学生12名 大人6名
7月10日(火)	・盛岡城跡公園、桜山神社、石割桜、もりおか歴史文化館(全てバスガイドによる案内で可)	中学生12名 大人8名
7月11日(水)	・中尊寺 (ボランティア観光ガイドをつけること。)	同上
7月12日(木)	・浄土ヶ浜遊覧船、龍泉洞 (バスガイドによる案内で可) ・学ぶ防災((一社)宮古観光文化交流協会) (学ぶ防災ガイドをつけること。)	同上

カ 記念品の手配に関すること

雲南省中学生・雲南省引率者への記念品の手配・購入

キ 諸雑費の支出に関すること

(ア) バス駐車料金

(イ) 高速道路利用料金

(ウ) 水(ペットボトル)500ml×200本

(2) 雲南省高校生派遣

ア 国内移動の手配に関すること

月日	内容	乗車人員
10月25日(木)	盛岡駅→東京駅→羽田空港 ※ 盛岡・東京間は新幹線(はやぶさ)利用	高校生12名 大人4名
11月3日(土)	羽田空港→東京駅→盛岡駅 ※ 東京・盛岡間は新幹線(はやぶさ)利用	同上

イ 航空券の手配に関すること(空港施設利用料、燃油サーチャージ、航空保険料込み)

日時	内容	乗車人員
10月25日(木)	羽田空港→上海虹橋空港(又は上海浦東空港)	高校生12名 大人4名
10月26日(金)	上海虹橋空港(又は上海浦東空港)→ 昆明長水国際空港 (※PM5時までには到着する便にすること。)	同上
11月2日(金)	麗江三義空港→上海虹橋空港(又は上海浦東空港)	同上
11月3日(土)	上海虹橋空港(又は上海浦東空港)→羽田空港	同上

ウ 宿泊場所の手配に関すること

月日	内容	部屋数
10月25日(木)	上海吉臣酒店(朝食付き) ※ 上記ホテルが確保できない場合は、同クラスで、客室は無料でwifiがつながっているホテルとすること。	シングル4室 ツイン6室
11月2日(金)	上海吉臣酒店(朝食付き) ※ 上記ホテルが確保できない場合は、同クラスで、客室は無料でwifiがつながっているホテルとすること。	シングル4室 ツイン6室

エ 食事の手配に関すること

月日	内容	人員
10月25日(木)	夕食(上海市内のレストラン)	高校生12名 大人4名
11月2日(金)	夕食(上海市内のレストラン)	高校生12名 大人4名

オ 借上バス(全行程に現地ガイドをつけること。)、入場の手配に関すること

月日	内容	乗車人員
10月25日(木)	上海虹橋空港(又は上海浦東空港)→上海市内	高校生12名 大人4名
10月26日(金)	上海市内→上海虹橋空港(又は上海浦東空港) ※ 午前中に出発する便とすること。	高校生12名 大人4名
11月2日(金)	上海虹橋空港(又は上海浦東空港)→ 上海市内観光(外灘、上海環球金融中心(100階まで入館)、豫園(不入場))→上海市内	高校生12名 大人4名
11月3日(土)	上海市内→上海虹橋空港(又は上海浦東空港発) ※ 午前中に出発する便とすること。	高校生12名 大人4名

カ 記念品の手配に関すること

雲南省訪問先への記念品の手配・購入

キ 海外旅行保険の加入に関すること

最低補償内容(傷害死亡:5,000万円、傷害後遺障害:5,000万円、治療・救援費用:無制限、応急治療・救援費用:300万円、疾病死亡:1,000万円、賠償責任:1億円、携行品損害:30万円、偶然事故対応費用:5万円)

(3) 報告書の作成

視察業務の内容を取りまとめた報告書(A4判)を県と協議のうえ作成し、電子媒体光ディスク(CD-R等)に格納のうえ、平成30年12月25日(火)までに県に提出すること。また書面でも2部提出すること。

(4) 納品成果物等

報告書 紙媒体2部、CD-R等2枚

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措

置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。